

青森県報

第二千九百八十三号

平成二十年
九月十日
(水曜日)

目次

告 示

障害福祉サービス事業者の指定	（障害福祉課）	一
指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業を行う事業所の名称変更の届出	（同）	一
指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出	（同）	二
技能検定試験の施行	（労政・能力開発課）	二
飼料の試験の結果の概要	（畜産課）	三
公 告		
肥料登録の有効期間の更新	（食の安全・安心推進課）	四
肥料登録の失効	（同）	四
県営土地改良事業計画の決定	（農村整備課）	四
都市計画の変更案の縦覧	（都市計画課）	五
建設業者の許可の取消し	（同上地域）	五
右	（同上）	六
右	（同上）	六
右	（同上）	六
右	（同上）	六
右	（同上）	七

公営企業

青森県病院局文書規程の一部を改正する規程……………（病院局）…七

告 示

青森県告示第六百二十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う場所	指定年月日
社会福祉法人健康誠会 つがる市森田町森田月見野四七三の二	共同生活介護	つがる市森田町森田月見野四七五の一三	平成二〇・九・一
社会福祉法人健康誠会 つがる市森田町森田月見野四七三の二	共同生活介護	つがる市森田町森田月見野四七五の一三	平成二〇・九・一
特定非営利活動法人八幡の邑 弘前市大字北二園一丁目六の八	共同生活介護	弘前市大字原のケ平三丁目七	平成二〇・九・一

青森県告示第六百二十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を行う事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後		変更前		区 分	
社会福祉 法人八戸 市社会福 祉協議会		社会福祉 法人八戸 市根城 の		名 称	指定障害福祉サービ ス業 者
一八八 一丁目八 一五の		問・居宅介 護・重度訪 問		主たる事務 所の所在地	障害福祉 サービスの 種類
社会福祉 法人八戸 市社会福 祉協議会 障害者居 宅介護等 事業所		八戸市南 郷 大字島 守 区阿内 一 五の二		名 称	障害福祉サービ ス業 所 を 行 う 事 業 所
平成 二〇・八 ・六		平成 二〇・七 ・三		所 在 地	変 更 年 月 日

青森県告示第六百二十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	指定障害福祉サービ ス業 者
主たる事務 所の所在地	障害福祉サ ービスの種 類
居宅介護・ 重度訪問介 護	障害福祉サ ービス業を 行 う 事 業 所
名 称	所 在 地
ヘルパース テーション ちしよんだ い	弘前市大字 旭 二丁目九 の二
平成 二〇・七 ・三	廃 止 年 月 日

青森県告示第六百二十七号

平成二十年後期技能検定試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により公示する。

平成二十年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施職種

1 特級

機械加工、放電加工、仕上げ、機械検査、機械保全、電気機器組立て、自動販売機調整、建設機械整備、プラスチック成形、パン製造

2 一級及び二級

さく井（ロータリー式さく井工事）、機械検査（機械検査）、機械保全（機械系保全、電気系保全、設備診断）、電気機器組立て（シーケンス制御）、半導体製品製造（集積回路組立て）、自動販売機調整（自動販売機調整）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て）、農業機械整備（農業機械整備）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工）、和裁（和服製作）、石材施工（石材加工）、菓子製造（洋菓子製造、和菓子製造）、みそ製造（みそ製造）、酒造（清酒製造）、建築大工（大工工事）、配管（建築配管）、型枠施工（型枠工事）、鉄筋施工（鉄筋施工図作成、鉄筋組立て）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事）、防水施工（塩化ビニル系シート防水工事）、カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事）、バルコニー施工（金属製バルコニー工事）、ガラス施工（ガラス工事）、電気製図（配電盤・制御盤製図）、塗装（鋼橋塗装）

3 三級

機械検査（機械検査）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て、シーケンス制御）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工）、和裁（和服製作）、建築大工（大工工事）、配管（建築配管）

4 単一等級

バルコニー施工（金属製バルコニー工事）

5 五輪

電気

二 実施期日

- 1 実技試験は、平成二十年十二月一日(月)から平成二十一年二月二十二日(日)までの間において、青森県職業能力開発協会が指定する日に行う。
- 2 学科試験
 - (一) 平成二十一年一月二十五日(日)に実施する職種
 - (1) 一級及び二級
 - 機械検査、電気機器組立て、菓子製造、配管、型枠施工、鉄筋施工、ガラス施工
 - (2) 三級
 - 機械検査、電気機器組立て、配管
 - (二) 平成二十年二月一日(日)に実施する職種
 - (1) 特級
 - 機械加工、放電加工、仕上げ、機械検査、機械保全、電気機器組立て、自動車販売機調整、建設機械整備、プラスチック成形、パン製造
 - (2) 一級及び二級
 - さく井、自動車販売機調整、空圧装置組立て、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、石材施工、みそ製造、酒造、コンクリート圧送施工、防水施工
 - (3) 三級
 - 冷凍空調和機器施工
 - (4) 単一等級
 - バルコニー施工

- (三) 平成二十年二月八日(日)に実施する職種
 - (1) 一級及び二級
 - 機械保全、半導体製品製造、和裁、建築大工、電気製図、塗装
 - (2) 三級
 - 和裁、建築大工

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月	試 験 結 果 の 概 要										違反の内容	
				粗たん白質 %	粗脂 肪 %	カルシウム %	リ ン %	粗 織 維 %	粗 灰 分 %	揮 発 性 窒 素 %	水 溶性 窒 素 %	消化率 %	T D N %		M E kcal/kg
		日配子豚育成用配合飼料 子豚用P&T-80	20.7	16.2	5.5	0.55	0.49	2.1	3.8			80.1		13.3	

三 実施場所

- 1 実技試験は、別途青森県職業能力開発協会から通知する。
- 2 学科試験は、次に掲げる場所において行う。ただし、受検人員により会場数が増減される場合もある。

青森市 弘前市 八戸市

四 受検申請書の提出期限

平成二十年九月二十九日(月)から同年十月十日(金)まで

五 その他検定に關し必要な事項

- 1 受検申請書の用紙及び受検案内は、青森県職業能力開発協会にて配布する。
- 2 受検申請書の提出先
 - 青森市大字野尻字今田四三の一
 - 青森県職業能力開発協会

3 技能検定についての詳しいことは、

青森県商工労働部労政・能力開発課(電話

〇一七 七三四 九四一五)又は青森県職業能力開発協会(電話〇一七 七三八

五五六一)へ問い合わせること。

~~~~~

~~~~~

~~~~~

青森県告示第六百二十八号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第一項の規定により平成二十年八月六日及び七日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成二十年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

|                                        |     |                               |       |      |     |      |      |     |      |     |       |      |
|----------------------------------------|-----|-------------------------------|-------|------|-----|------|------|-----|------|-----|-------|------|
| 東北飼料株式会社<br>八戸市大字河原木字<br>海岸24の8        | 同 左 | 日配アロイラー肥育後期用<br>配合飼料<br>はやて仕上 | 20.8  | 18.4 | 6.6 | 0.78 | 0.55 | 1.9 | 4.1  |     | 3.240 | 11.5 |
|                                        |     | 協回飼料<br>F B グロア-90            | 20.8  | 15.7 | 4.5 | 0.65 | 0.59 | 2.2 | 4.2  |     | 78.0  | 11.9 |
| 有限会社島守水産加<br>工所<br>八戸市大字市川町字<br>下揚49の9 | 同 左 | 65%シマミール                      | 19.11 | 65.1 |     |      |      |     | 17.9 | 0.1 |       | 8.1  |

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあっては、個別検査項目別に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

**公 告**

肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、平成二十年八月二十八日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

|                      |                |                 |                                                  |                            |                                                                  |
|----------------------|----------------|-----------------|--------------------------------------------------|----------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 登録番号<br>青森県第<br>三三六号 | 肥料の種類<br>魚かす粉末 | 肥料の名称<br>かす粉末・魚 | 保証成分量<br>(パーセント)<br>窒素全量<br>一〇・〇<br>りん酸全量<br>四・〇 | その他の<br>規格<br>公定規格<br>のとおり | 生産業者の氏<br>名又は名称及<br>び住所<br>丸光水産株式<br>会社<br>八戸市諏訪二<br>丁目二六の一<br>六 |
|----------------------|----------------|-----------------|--------------------------------------------------|----------------------------|------------------------------------------------------------------|

肥料登録の失効

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

|                       |              |                         |                                   |                            |                                                                 |
|-----------------------|--------------|-------------------------|-----------------------------------|----------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 登録番号<br>青森県第<br>三三二一号 | 肥料の種類<br>消石灰 | 肥料の<br>名称<br>六五・<br>消石灰 | 保証成分量<br>(パーセント)<br>アルカリ分<br>六五・〇 | その他の<br>規格<br>公定規格<br>のとおり | 生産業者の氏名<br>又は名称及び住所<br>有限会社田中石灰<br>タンカル工業<br>八戸市小中野六<br>丁目二五の一四 |
| 青森県第<br>三三三六号         | 消石灰          | 七〇・<br>消石灰              | アルカリ分<br>七〇・〇                     | 公定規格<br>のとおり               | 有限会社田中石灰<br>タンカル工業<br>八戸市小中野六<br>丁目二五の一四                        |

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、楡木地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
- 一 土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間

平成二十年九月十一日から同年十月十日まで

三 縦覧の場所

弘前市役所

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、階上地区の県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業（農業用排水施設整備）（農道整備））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十年九月十一日から同年十月十日まで

三 縦覧の場所

階上町役場

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、青森都市計画臨港地区に関する都市計画を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり青森都市計画臨港地区に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

青森都市計画臨港地区

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

なし

2 追加される土地の区域

青森市大字油川字大浜、字浪岸の各一部

三 縦覧場所

青森県土整備部都市計画課及び青森市都市整備部都市政策課

四 縦覧期間

平成二十年九月十一日から同月二十四日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、弘前広域都市計画区域における道路に関する都市計画を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり弘前広域都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

弘前広域都市計画区域における道路に関する都市計画（三・三・三号下白銀町福村線）

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

弘前市大字和泉二丁目的一部

2 追加される土地の区域

弘前市大字高崎二丁目、高崎二丁目、松ヶ枝五丁目、和泉二丁目、和泉二丁目、

城東北四丁目の各一部

三 縦覧場所

青森県土木整備部都市計画課、青森県中南地域県民局地域整備部道路施設課、弘前市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十年九月十一日から同月二十四日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社相内塗装

二 代表者の氏名 相内 国雄

三 主たる営業所の所在地 六ヶ所村大字倉内字笹崎一〇二四の六

四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第五〇〇〇四二号

五 取消年月日 平成二十年八月二十二日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 里村建築

二 氏名 里村 国夫

三 主たる営業所の所在地 十和田市大字法量字中里一二六

四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第一〇二三七号

五 取消年月日 平成二十年八月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、建築、とび・土工、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十年八月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 大坂塗装

二 氏名 大坂 幸吉

三 主たる営業所の所在地 東北町旭南二丁目三の一〇〇三

四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第五九三四号

五 取消年月日 平成二十年八月二十七日

六 取消しに係る建設業の許可

塗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十年八月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 要興業

二 氏名 山本 要

三 主たる営業所の所在地 下北郡風間浦村大字易国間字古野五七の二

四 許可番号 青森県知事許可（般・一八）第六〇〇〇四号

五 取消年月日 平成二十年八月二十八日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十年七月六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公 営 企 業

青森県病院局文書規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十年九月十日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第十三号

青森県病院局文書規程の一部を改正する規程

青森県病院局文書規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第三号）の一部を

次のように改正する。

別表一に次のように加える。

（専用公印）

|                                     |               |                       |                                                          |
|-------------------------------------|---------------|-----------------------|----------------------------------------------------------|
| 公印の種類<br>青森県立中央病院<br>長印（通院証明専<br>用） | 守 者<br>医事第一課長 | 寸法（ミリメー<br>タ平方）<br>21 | ひな形（字体は<br>てん書）<br>青 森 県 立<br>中 央 病 院 長 印<br>通 院 証 明 専 用 |
|-------------------------------------|---------------|-----------------------|----------------------------------------------------------|

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭